

第142回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

姫路市南駅前町100番地
ホテル日航姫路 3階 光琳の間

議 案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件



2025年3月20日にグランドオープンした「AWAJI EARTH MUSEUM」

神姫バス株式会社
証券コード：9083

証券コード 9083

2025年6月3日

株 主 各 位

姫路市西駅前町1番地

神姫バス株式会社

取締役社長 長 尾 真

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記の通り開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイト「第142回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.shinkibus.co.jp/info/stock_info.html



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「神姫バス」又は「コード」に当社証券コード「9083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。）

当日ご出席される株主様におかれましては、後記（2頁に記載）の内容をご確認いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができます。その際には、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記（3頁及び4頁に記載）のご案内に従って、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）
 2. 場 所 姫路市南駅前町100番地 **ホテル日航姫路 3階 光琳の間**
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第142期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第142期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

会社法改正により、電子提供措置事項について前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「5. 会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

4頁に記載の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。（毎日午前2時30分～午前4時30分は、保守・点検のため休止）

行使期限

2025年6月24日（火曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）  
午後5時到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

| 議案番号 | 賛成 | 反対 | 棄権 |
|------|----|----|----|
| 1    |    |    |    |
| 2    |    |    |    |
| 3    |    |    |    |
| 4    |    |    |    |
| 5    |    |    |    |
| 6    |    |    |    |
| 7    |    |    |    |
| 8    |    |    |    |
| 9    |    |    |    |
| 10   |    |    |    |

ログイン用QRコード

ログインID XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

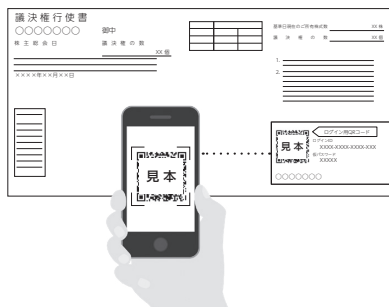
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

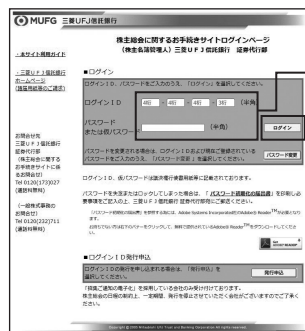
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 午前9時から午後9時)

# 事業報告

( 2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや、インバウンド需要の増加により景気は緩やかな回復基調となりましたが、米国の通商政策の影響が懸念されるなど先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては、当期が最終年度となる中期経営計画に定める基本方針「利益水準の回復と事業構造改革」に基づき、自動車運送業では神戸、大阪エリアにおける路線拡大、不動産業では優良な収益物件の取得による安定収益の確保、レジャーサービス業では淡路島に「AWAJI EARTH MUSEUM」をオープン、旅行貸切業では個人旅行需要を確実に取込むための施策などを実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比3,473百万円(7.0%)増の52,954百万円、営業利益は前期比329百万円(10.5%)増の3,474百万円、経常利益は前期比445百万円(13.6%)増の3,729百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比220百万円(9.8%)増の2,471百万円となりました。

### 自動車運送業

路線バス部門においては、三田～大阪梅田～新大阪線などで増便したことにより利用者数が好調に推移したことに加え、運賃改定が増収に寄与しました。

高速バス部門においては、需要の増加に対応して増便した関西空港線などが好調に推移しました。

また、発着便の拡大が見込まれる神戸空港と兵庫県内各地（淡路市、洲本市、南あわじ市、神戸三田プレミアム・アウトレット、有馬温泉など）を繋げる神戸空港アクセスバスを拡充しました。

車両管理部門においては、企業輸送の新規獲得などにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比1,363百万円(6.0%)増の24,137百万円、営業利益は前期比425百万円(42.6%)増の1,423百万円となりました。

### 車両物販・整備業

車両物販部門においては、車両平均使用年数の長期化による整備機会の増加と部品価格の値上げが影響したことや、4月に発生した雹（ひょう）害による鈑金部品の販売が増加したことなどにより増収となりました。

整備部門においては、高額修理の増加などにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比883百万円(9.3%)増の10,392百万円、営業利益は前期比167百万円(23.6%)増の875百万円となりました。

## 不動産業

賃貸部門においては、学生向け賃貸マンション「グランネクサス三田駅前」などの賃貸開始により増収となりました。

住宅部門においては、注文住宅、分譲住宅及び分譲地の引渡件数が増加したことにより増収となりました。

建設部門においては、工場の新築工事などを請け負ったことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比797百万円(13.2%)増の6,825百万円となりましたが、償却費の増加などにより営業利益は前期比56百万円(△3.8%)減の1,430百万円となりました。

## レジャーサービス業

サービスエリア部門においては、5月に市川サービスエリアのレストラン運営から撤退したことにより減収となりました。

飲食部門においては、「まいどおおきに食堂」などが増収に寄与しました。

ツタヤFC部門においては、レンタル市場の縮小に伴い売場を圧縮しましたが、物販の売場拡大やネイルサロンなど新たな商材の導入に注力しました。

以上の結果、売上高は前期比52百万円(1.2%)増の4,540百万円となりましたが、ツタヤFC部門においてネイルサロン開設の初期費用を計上したことや、3月に淡路島にオープンした「AWAJI EARTH MUSEUM」の初期費用を計上したことなどにより、営業損失は44百万円(前期は営業利益30百万円)となりました。

## 旅行貸切業

旅行部門においては、バスツアー、団体旅行が好調だったことに加え、8月に催行したクルーズの集客数が増加したことにより増収となりました。

貸切バス部門においては、前期に貸切バス公示運賃が改正されたことに加え、5月に開催された「世界パラ陸上競技選手権大会」の輸送を受注したことなどにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比749百万円(12.7%)増の6,635百万円、4月から開始した瀬戸内周遊ツアーの準備費用などにより営業損失は68百万円(前期は営業利益110百万円)となりました。

## その他事業

WEBサービス部門においては、ホームページ作成などの受注が減少し、農業部門においては、バスの八百屋を閉店しましたが、経営受託部門において、既存施設の指定管理料の増額や、西播磨文化会館、こどもの館など新たな施設管理を獲得できたことなどにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比258百万円(5.7%)増の4,788百万円、営業損失は102百万円(前期は営業損失170百万円)となりました。

(注) セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,965百万円で、その主なものは次の通りであります。

自動車運送業

- ・車両（乗合バス34両）

不動産業

- ・賃貸用不動産（学生賃貸マンション「グランネクスス松山高砂町」他）

## (3) 資金調達の状況

当社グループではCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社及び当社子会社12社の資金調達及び運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は2,933百万円で、前期末に比べ1,028百万円増加いたしました。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                          | 第139期<br>(2022年3月期) | 第140期<br>(2023年3月期) | 第141期<br>(2024年3月期) | 第142期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)                 | 38,814              | 44,820              | 49,480              | 52,954                           |
| 経常利益<br>(百万円)                | 1,079               | 2,622               | 3,283               | 3,729                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>(百万円) | 2,137               | 1,766               | 2,251               | 2,471                            |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)            | 354.90              | 293.30              | 373.72              | 409.89                           |
| 総資産<br>(百万円)                 | 58,944              | 60,627              | 63,070              | 67,073                           |
| 純資産<br>(百万円)                 | 42,999              | 44,907              | 47,392              | 49,463                           |
| 1株当たり純資産額<br>(円)             | 7,137.87            | 7,458.61            | 7,865.57            | 8,201.45                         |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数及び期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、グループ構想2030で掲げる『まちづくり・地域づくり企業』への進化を目指し、2025年4月から2028年3月を対象とする『中期経営計画（2025-2027）』を策定いたしました。グループ構想2030の実現に向け中間期となる本中期経営計画では、『既存事業の強化』を図るとともに、『成長事業の開拓・拡大』に取り組む、いわゆる両利きの経営を推進します。

また、運転士の確保を最優先課題と捉え、『人的資本経営』にも重点的に取り組んでまいります。

### 1. グループ構想2030（2030年のあるべき姿）

地域に不可欠、なくてはならない「まちづくり・地域づくり企業」へ進化する

～人々の移動を促す。交流人口を増やす。ライフプラットフォームを構築して、人々の生活を支援する。～

### 2. 中期経営計画（2025-2027）

#### <基本方針>

『持続的成長を支える既存事業の強化と成長事業の開拓・拡大』

#### <重点戦略>

##### ■既存事業の強化

- ・路線バスを軸とした地域に最適な交通体系の構築
- ・ライフプラットフォームによるワンストップサービスの提供
- ・不動産賃貸業による安定収益の確保（優良物件への投資、既存資産の入れ替え）

##### ■成長事業の開拓・拡大

- ・不動産開発事業に参入し、仕入→開発→販売を行うフロー型ビジネスを始動
- ・インバウンドを含む旅行需要の取り込み
- ・M&Aも活用した周辺事業・新規分野への投資

##### ■人的資本経営の推進

- ・働きやすさと働きがいが高めるための積極的な人的投資を実行
- ・社員一人ひとりの自己実現に寄り添いながら、人材の採用・成長・定着を促進し、人的投資が企業価値向上に繋がるサイクルを構築

### 3. 優先的に対処すべき課題と具体的施策

#### <自動車運送業>

「安全は全てに優先する」という基本理念のもと、基幹事業として地域からの信頼の源泉となり、当社グループの持続的成長を支える。地域の足を支え、移動をベースに地域を活性化させる。

## ○安全戦略

～運行管理の高度化「神姫バス安全管理2.0ソフト＆ハードのアップグレード」～

- ・運輸安全マネジメントの推進
- ・運行管理、指導教育体系の見直し・再構築
- ・運行管理のデジタル化
- ・運転士高齢化対策（乗務基準、健康管理、研修体系の再検証）

## ○エリア戦略

～エリア拡充と地域に最適な交通体系構築～

- ・神戸・大阪エリア  
観光路線（シティールート、ポートルート）の活性化、神戸空港・神戸アリーナ線の需要獲得、神戸・大阪中心部への路線の開拓・増強
- ・基盤エリア（姫路・明石・三田）  
需要に応じた路線再編、効果的ダイヤ編成による生産性向上、行政連携強化
- ・中山間地エリア  
地域の特性に応じた持続的な交通体系の構築、新たなキャッシュポイント創出
- ・高速バス  
収益路線の増強、インバウンド需要の獲得

## ○営業戦略

～ICTを活用した顧客サービスの向上、増客施策の推進～

- ・新ICカードサービスの導入、キャッシュレス環境の整備
- ・インバウンド対応、新たな運賃サービスの導入

## <不動産業>

自動車運送業と並ぶ第二の柱へ成長させるため、重点的に投資を実行する。既存事業の着実な成長に加え、不動産開発など収益力の高いフロー型ビジネスへの投資配分を高め、資本収益性を向上させる。

## ○既存事業の強化

- ・賃貸事業  
グループ全体の利益水準を長期的に安定させることを目的とし、投資基準に適合する優良物件へ積極的に投資を行う
- ・住宅事業  
注文住宅の品質を活かした建売住宅の販売拡大、環境負荷の少ない省エネルギー住宅の普及
- ・建設事業  
大規模案件に対応できる組織体制の構築（専門人材の獲得、パートナー企業との協業）、事業規模拡大に向けたM&Aの推進

## ○新たな領域の開拓・拡大

不動産開発事業へ重点的に投資し、新たな収益の柱へ拡大させる

## <旅行貸切業>

乗務員確保により堅調な貸切バス需要を取り込む一方、インバウンドバストリップで高い満足度獲得と集客シェア拡大を図る。「唯一無二の上質なサービス」である真結ブランド事業については、関西から瀬戸内、また東京発着企画へチャレンジし、当社ブランドの拡散に努める。

○インバウンド

- ・世界に誇る日本の観光地と都市圏をつなぐ独自性のあるバストリップを企画（首都圏～西日本）
- ・専用車両「YUI PRIMA OLIVIA」で周遊する瀬戸内のローカルで上質な旅行サービスを展開

○サービス

- ・安全を最優先とし、安心で快適な旅を提供
- ・運転士・バスガイド・アテンダントの人材確保、車内サービスのブラッシュアップ

○組織戦略

- ・多国籍な人材の受入による効果的なマーケティング・販売
- ・営業拠点の再編、京都・東京への拠点拡充

4. 数値目標

| 区 分                      | 2024年度実績 | 2027年度計画 |
|--------------------------|----------|----------|
| 売上高<br>(百万円)             | 52,954   | 59,000   |
| 営業利益<br>(百万円)            | 3,474    | 3,700    |
| 経常利益<br>(百万円)            | 3,729    | 3,800    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 2,471    | 2,570    |
| 売上高経常利益率<br>(%)          | 7.0      | 6.4      |

5. 設備投資計画

(単位：百万円)

| 区 分     | 投資額  | 主な投資内容・目的               |
|---------|------|-------------------------|
| 戦略的投資   | 成長投資 | 15,000 不動産関連、新規事業、M&Aほか |
|         | 基盤強化 | 3,000 新本社オフィスビル、環境対応    |
| 維持・更新投資 |      | 7,000 車両更新、既存物件の設備更新    |
| 合 計     |      | 25,000                  |

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

| 会 社 名                | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容        |
|----------------------|-------|---------|----------------------|
|                      | 百万円   | %       |                      |
| 神姫フードサービス株式会社        | 50    | 100     | 飲食業及び売店業             |
| 神 姫 産 業 株 式 会 社      | 30    | 100     | 自動車部品販売              |
| 神 姫 商 工 株 式 会 社      | 50    | 100     | 自動車修理、保険代理店業及び自動車販売業 |
| 神姫トラストホープ株式会社        | 50    | 100     | 自家用自動車の運転・保守管理及び経営受託 |
| 神 姫 観 光 株 式 会 社      | 50    | 100     | 旅行業及び一般貸切旅客自動車運送業    |
| 神 姫 バス 不 動 産 株 式 会 社 | 30    | 100     | 不動産業、建設業及び清掃・警備      |

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業の種類別セグメント                                                   | 主 要 な 事 業 内 容                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸 送 サ ー ビ ス 事 業<br>自 動 車 運 送 業                                | 一般乗合・一般乗用・特定旅客運送、郵便物・一般貨物運送、一般乗合受託、自家用自動車の運転・保守管理                                                      |
| 自動車関連サービス事業<br>車 両 物 販 ・ 整 備 業                                | 自動車販売、部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理                                                                            |
| 生 活 サ ー ビ ス 事 業<br>不 動 産 業<br>レジャーサービス業<br>旅行貸切業<br>そ の 他 事 業 | 建設、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理、清掃・警備<br>飲食、ツタヤFC<br>旅行、一般貸切旅客運送<br>経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育 |

## (8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

## ① 当社

|                      |                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------|
| 本社                   | 姫路市西駅前町                                         |
| 輸送サービス事業<br>（自動車運送業） | 姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、神戸営業所（神戸市）、<br>三田営業所（三田市） |

## ② 子会社

|             |                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 輸送サービス事業    | 神姫トラストホープ株式会社（姫路市）                                                       |
| 自動車関連サービス事業 | 神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）                                              |
| 生活サービス事業    | 神姫フードサービス株式会社（姫路市）、神姫トラストホープ株式会社（姫路市）、<br>神姫バス不動産株式会社（姫路市）、神姫観光株式会社（姫路市） |

## (9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

|        |             |
|--------|-------------|
| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
| 3,426名 | 31名増        |

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

## ② 当社の従業員の状況

|        |           |       |        |
|--------|-----------|-------|--------|
| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
| 1,614名 | 21名増      | 50.3歳 | 11.5年  |

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

|                |          |
|----------------|----------|
| 借入先            | 借入金残高    |
| 株式会社三井住友銀行     | 1,633百万円 |
| 兵庫県信用農業協同組合連合会 | 370百万円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 320百万円   |
| 株式会社みなと銀行      | 260百万円   |
| 株式会社中国銀行       | 260百万円   |

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,172,000株
- (3) 株主数 3,587名（前事業年度末比226名増）
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------|-------|---------|
|                                               | 千株    | %       |
| 阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社                           | 590   | 9.7     |
| 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口） | 440   | 7.2     |
| 神 姫 バ ス 従 業 員 持 株 会                           | 152   | 2.5     |
| 三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社               | 95    | 1.5     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                           | 71    | 1.1     |
| 兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会                   | 60    | 1.0     |
| 播 州 信 用 金 庫                                   | 60    | 0.9     |
| 姫 路 信 用 金 庫                                   | 60    | 0.9     |
| グ ロ ー リ ー 株 式 会 社                             | 60    | 0.9     |
| 横 浜 ゴ ム 株 式 会 社                               | 60    | 0.9     |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（140,907株）を控除して算出しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行の持株数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続可能な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

| 区 分            | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 |
|----------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 6,104株 | 6名        |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、後記（15頁から18頁に記載）「3. (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載の通りであります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当                                                        | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                 |
|---------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 長 尾 真   | 代 表 取 締 役 社 長                                                      | 山陽電気鉄道株式会社 取締役<br>公益社団法人兵庫県バス協会 会長              |
| 丸 山 明 則 | 代 表 取 締 役<br>専 務 取 締 役<br>総括、地域事業本部・<br>東京オフィス担当、<br>地 域 事 業 本 部 長 |                                                 |
| 横 山 忠 昭 | 常 務 取 締 役<br>バ ス 事 業 部 ・<br>次世代モビリティ推進室担当                          |                                                 |
| 梅 谷 栄 一 | 常 務 取 締 役<br>経 営 企 画 部 担 当                                         |                                                 |
| 上 門 一 裕 | 取 締 役                                                              | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長                              |
| 藤 岡 資 正 | 取 締 役                                                              | 明治大学専門職大学院教務主任                                  |
| 殿 村 美 樹 | 取 締 役                                                              | 株式会社TMオフィス 代表取締役                                |
| 三 谷 康 生 | 取 締 役                                                              | ワイエムエー株式会社 代表取締役社長                              |
| 久 須 勇 介 | 取 締 役                                                              | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役副社長 |
| 井 村 在 宏 | 取 締 役<br>総務部・人事部担当、<br>総務部長・人事部長                                   | しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長                         |
| 三 木 公 仁 | 取 締 役<br>事 業 戦 略 部 担 当、<br>事 業 戦 略 部 長                             | Shinki International Co.,Ltd. 代表取締役社長           |
| 小 林 健 一 | 常 勤 監 査 役                                                          |                                                 |
| 澤 田 恒   | 監 査 役                                                              | 澤田・中上・森法律事務所主宰 弁護士                              |
| 岩 崎 和 文 | 監 査 役                                                              | 岩崎公認会計士税理士事務所 所長                                |
| 中 尾 一 彦 | 監 査 役                                                              | 神栄株式会社 社外取締役(監査等委員)                             |

- (注) 1. 取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏及び久須勇介氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち澤田 恒氏、岩崎和文氏及び中尾一彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岩崎和文氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役中尾一彦氏は、長年銀行に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏及び久須勇介氏並びに監査役のうち澤田 恒氏、岩崎和文氏及び中尾一彦氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏及び久須勇介氏の5名並びに監査役である小林健一氏、澤田 恒氏、岩崎和文氏及び中尾一彦氏の4名は、当社定款第27条及び第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

### 1. 基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追求にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役にについてはその職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととする。

## 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定する。なお、当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定する。取締役会は、個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができるが、その内容の決定方法及び決定された内容が各報酬の方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申に従っていることを確認する。

## 3. 業績連動報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に支給する業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年1回各事業年度の業績確定後に支給する。業績連動報酬の算定方法は以下の通りとする。

- (1)各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬は当該事業年度の個別当期純利益(10百万円未満切り捨て)に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は53百万円を超えない金額とする。
- (2)上記（1）にかかわらず、個別当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支給しない。また、個別当期純利益が1,500百万円を超える場合、上記（1）の計算において個別当期純利益は1,500百万円として計算する。
- (3)役職位別の指数は取締役会長0.0106、取締役社長0.0106、専務取締役0.0075、常務取締役0.0052、取締役0.0034とする。

## 4. 株式報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に交付する株式報酬は譲渡制限付株式とする。株式報酬の額については、経営に関わる役職位の責任に応じた評価基準にて個人毎に設定した上で、取締役会において決定する。なお、株式報酬は金銭債権（年間総額40百万円以内）を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で譲渡制限付株式（当社の普通株式とし、年間総数15,000株以内）を交付するものとする。

## 5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額及び株式報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社は「1. 基本方針」の通りインセンティブが機能するものの、インセンティブ割合が過度な配分にならない報酬体系としている。よって、短期的なインセンティブとなる業績連動報酬及び中長期的なインセンティブとなる株式報酬が、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほどウェイトを高める構成とする。

取締役（社外取締役を除く。）の役職位別の報酬割合については、業績連動報酬及び株式報酬がそれぞれ上限の支給となった場合に、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬が概ね次の目安になるよう設定する。

| 役 職 位       | 基 本 報 酬 | 業 績 連 動 報 酬 | 株 式 報 酬 |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 取締役会長・取締役社長 | 60%     | 28%         | 12%     |
| 専 務 取 締 役   | 63%     | 26%         | 11%     |
| 常 務 取 締 役   | 66%     | 24%         | 10%     |
| 取 締 役       | 70%     | 21%         | 9%      |

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報酬等の総額            | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 |               |              |
|--------------------|-------------|-------------------|---------------------|---------------|--------------|
|                    |             |                   | 固 定 報 酬             | 業 績 連 動 報 酬 等 | 非 金 銭 報 酬 等  |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(5名) | 223百万円<br>(31百万円) | 151百万円<br>(31百万円)   | 50百万円<br>(－)  | 21百万円<br>(－) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 43百万円<br>(18百万円)  | 43百万円<br>(18百万円)    | －             | －            |
| 計<br>(うち社外役員)      | 15名<br>(8名) | 267百万円<br>(50百万円) | 195百万円<br>(50百万円)   | 50百万円<br>(－)  | 21百万円<br>(－) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は個別当期純利益であり、2025年3月期の実績は1,431百万円であります。当該指標を選定した理由は、業績連動報酬が短期的なインセンティブとして事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、個別当期純利益（10百万円未満切り捨て）に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は53百万円を超えない金額としております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は前記（15頁から17頁に記載）「3. (4)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通りであります。また、当事業年度における交付状況は前記（13頁に記載）「2. (5)当事業年度中に職務施行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載の通りであります。
4. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第138回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役は5名）であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
6. 取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の限度額は、2023年6月23日開催の第140回定時株主総会において年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（社外取締役を除く。）であります。

7. 取締役会は、代表取締役長尾 真に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（2025年3月31日現在）

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                                       | 関 係             |
|-----------|---------|-------------------------------------------------|-----------------|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長                              | 競業関係<br>建物賃貸借関係 |
|           | 藤 岡 資 正 | 該当事項はありません。                                     |                 |
|           | 殿 村 美 樹 | 株式会社TMオフィス 代表取締役                                | －               |
|           | 三 谷 康 生 | ワイエムエー株式会社 代表取締役社長                              | －               |
|           | 久 須 勇 介 | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長<br>阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役副社長 | －               |
| 社 外 監 査 役 | 澤 田 恒   | 澤田・中上・森法律事務所 主宰                                 | －               |
|           | 岩 崎 和 文 | 岩崎公認会計士税理士事務所 所長                                | －               |
|           | 中 尾 一 彦 | 該当事項はありません。                                     |                 |

### ②他の法人等の社外役員の兼職状況等（2025年3月31日現在）

| 区 分       | 氏 名     | 兼 職 の 状 況           | 関 係 |
|-----------|---------|---------------------|-----|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 該当事項はありません。         |     |
|           | 藤 岡 資 正 | 該当事項はありません。         |     |
|           | 殿 村 美 樹 | 該当事項はありません。         |     |
|           | 三 谷 康 生 | 該当事項はありません。         |     |
|           | 久 須 勇 介 | 該当事項はありません。         |     |
| 社 外 監 査 役 | 澤 田 恒   | 該当事項はありません。         |     |
|           | 岩 崎 和 文 | 該当事項はありません。         |     |
|           | 中 尾 一 彦 | 神栄株式会社 社外取締役(監査等委員) | －   |

### ③当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                             |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 上 門 一 裕 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |
|           | 藤 岡 資 正 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主に会計・経営学の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。             |
|           | 殿 村 美 樹 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主に地方創生・地域ブランド戦略について企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
|           | 三 谷 康 生 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主にM&Aアドバイザリーに携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
|           | 久 須 勇 介 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                        |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 澤 田 恒   | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。       |
|           | 岩 崎 和 文 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
|           | 中 尾 一 彦 | 当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                    | 報 酬 等 の 額 |
|----------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 36百万円     |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部            |               |
|--------------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>14,364</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>11,920</b> |
| 現金及び預金             | 5,929         | 支払手形及び買掛金          | 996           |
| 受取手形、売掛金及び契約資産     | 6,358         | 電子記録債務             | 392           |
| 商品及び製品             | 671           | 1年内返済予定の長期借入金      | 1,653         |
| 仕掛品                | 215           | リース債務              | 169           |
| 原材料及び貯蔵品           | 134           | 未払金                | 3,397         |
| 分譲土地建物             | 485           | 未払法人税等             | 808           |
| その他の               | 574           | 未払消費税等             | 512           |
| 貸倒引当金              | △4            | 賞与引当金              | 1,150         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>52,709</b> | 役員賞与引当金            | 80            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>43,655</b> | その他の               | 2,757         |
| 建物及び構築物            | 12,560        | <b>固 定 負 債</b>     | <b>5,690</b>  |
| 機械装置及び工具器具備品       | 580           | 長期借入金              | 1,280         |
| 車両                 | 2,141         | リース債務              | 456           |
| 土地                 | 26,440        | 繰延税金負債             | 1,422         |
| リース資産              | 565           | 役員退職慰労引当金          | 9             |
| 建設仮勘定              | 1,366         | 退職給付に係る負債          | 922           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>275</b>    | その他の               | 1,598         |
| その他の               | 275           | <b>負 債 合 計</b>     | <b>17,610</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>8,778</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>   |               |
| 投資有価証券             | 4,526         | <b>株 主 資 本</b>     | <b>47,568</b> |
| 退職給付に係る資産          | 1,953         | 資本金                | 3,140         |
| 繰延税金資産             | 532           | 資本剰余金              | 2,251         |
| その他の               | 1,820         | 利益剰余金              | 42,600        |
| 貸倒引当金              | △54           | 自己株式               | △423          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>67,073</b> | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,895</b>  |
|                    |               | その他有価証券評価差額金       | 1,692         |
|                    |               | 為替換算調整勘定           | △22           |
|                    |               | 退職給付に係る調整累計額       | 225           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>49,463</b> |
|                    |               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>67,073</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(单位：百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,087</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>17,653</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,313         | 1年内返済予定の長期借入金            | 1,653         |
| 売 掛 金                  | 2,824         | リ ー ス 債 務                | 6             |
| 商 品                    | 383           | 未 払 金                    | 2,036         |
| 原材料及び貯蔵品               | 93            | 未 払 法 人 税 等              | 412           |
| 前 払 費 用                | 64            | 契 約 負 債                  | 1,278         |
| 短 期 貸 付 金              | 238           | 預 り 金                    | 10,722        |
| そ の 他                  | 170           | 賞 与 引 当 金                | 630           |
| 貸 倒 引 当 金              | △1            | そ の 他                    | 912           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>47,815</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>4,295</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>38,869</b> | 長 期 借 入 金                | 1,280         |
| 建 築 物                  | 10,909        | リ ー ス 債 務                | 7             |
| 構 築 物                  | 766           | 繰 延 税 金 負 債              | 1,238         |
| 機械装置及び工具器具備品           | 367           | 退 職 給 付 引 当 金            | 228           |
| 車 両                    | 1,790         | 受 入 保 証 金                | 1,401         |
| 土 地                    | 23,595        | そ の 他                    | 139           |
| リ ー ス 資 産              | 12            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>21,948</b> |
| 建 設 仮 勘 定              | 1,428         | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>203</b>    | 株 主 資 本                  | <b>31,461</b> |
| そ の 他                  | 203           | 資 本 金                    | <b>3,140</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>8,742</b>  | 資 本 剰 余 金                | <b>2,239</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 3,337         | 資 本 準 備 金                | 2,235         |
| 関 係 会 社 株 式            | 412           | そ の 他 資 本 剰 余 金          | 4             |
| その他の関係会社有価証券           | 172           | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>26,505</b> |
| 長 期 貸 付 金              | 2,993         | 利 益 準 備 金                | 307           |
| 前 払 年 金 費 用            | 1,534         | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 26,197        |
| そ の 他                  | 705           | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金        | 1,681         |
| 貸 倒 引 当 金              | △412          | 別 途 積 立 金                | 11,395        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>54,902</b> | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 13,120        |
|                        |               | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△423</b>   |
|                        |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          | <b>1,491</b>  |
|                        |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 1,491         |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>32,953</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>54,902</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

( 2024年4月 1 日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                       |     | 金 額 |        |
|---------------------------|-----|-----|--------|
| 売 上                       | 高 価 |     | 23,443 |
| 売 上 原 価                   | 利 益 |     | 18,852 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |     |     | 4,591  |
| 営 業 利 益                   |     |     | 2,966  |
| 営 業 外 収 益                 |     |     | 1,624  |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金         | 293 |     |        |
| 助 成 金 収 入                 | 68  |     |        |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 他 | 148 |     |        |
| そ の 他                     | 26  |     | 537    |
| 営 業 外 費 用                 |     |     |        |
| 支 払 利 息                   | 59  |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 22  |     |        |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損 他       | 16  |     |        |
| そ の 他                     | 11  |     | 108    |
| 経 常 利 益                   |     |     | 2,053  |
| 特 別 利 益                   |     |     |        |
| 特 車 両 等 購 入 補 助 金         | 212 |     | 212    |
| 特 別 損 失                   |     |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 27  |     |        |
| 固 定 資 産 圧 縮 損             | 205 |     |        |
| 減 損 損 失                   | 7   |     |        |
| 本 社 移 転 費 用 他             | 31  |     |        |
| そ の 他                     | 0   |     | 272    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |     |     | 1,992  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 566 |     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △5  |     | 561    |
| 当 期 純 利 益                 |     |     | 1,431  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 裕 幸  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 尾 志 都  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神姫バス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年5月23日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 裕 幸  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 尾 志 都  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神姫バス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

神 姫 バ ス 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役      小林健一 ㊟

監 査 役      澤田 恒 ㊟

監 査 役      岩崎和文 ㊟

監 査 役      中尾一彦 ㊟

(注) 監査役 澤田 恒、監査役 岩崎和文及び監査役 中尾一彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の堅持と株主価値向上のための投資を行うとともに、安定的な配当を維持・拡大することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針のもと業績の動向等を総合的に勘案した結果、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

これにより、先にお支払いしている中間配当金（1株につき30円）と合わせ、年間配当金は1株につき60円となります。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金30円  
総額180,932,790円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しのために1名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏 名   | 当社における地位及び担当                                  |             |
|-------|-------|-----------------------------------------------|-------------|
| 1     | 長尾 真  | 代表取締役社長                                       | 再 任         |
| 2     | 丸山 明則 | 代表取締役・専務取締役<br>総括、地域事業本部・東京オフィス担当、<br>地域事業本部長 | 再 任         |
| 3     | 梅谷 榮一 | 常務取締役<br>経営企画部担当                              | 再 任         |
| 4     | 上門 一裕 | 取締役                                           | 再 任 社 外 独 立 |
| 5     | 藤岡 資正 | 取締役                                           | 再 任 社 外 独 立 |
| 6     | 殿村 美樹 | 取締役                                           | 再 任 社 外 独 立 |
| 7     | 久須 勇介 | 取締役                                           | 再 任 社 外 独 立 |
| 8     | 井村 在宏 | 取締役<br>総務部・人事部担当、総務部長・人事部長                    | 再 任         |
| 9     | 三谷 康生 | 取締役                                           | 再 任         |
| 10    | 三木 公仁 | 取締役<br>事業戦略部担当、事業戦略部長                         | 再 任         |

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

長尾 真 (ながお まこと)

再任



生年月日

1959年7月23日生

所有する当社株式の数

18,786株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

1982年 4 月 当社入社  
2005年 6 月 当社取締役企画部長（現経営企画部長）  
2009年 6 月 当社常務取締役  
2012年 6 月 当社専務取締役  
2013年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

#### 重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社 取締役  
公益社団法人兵庫県バス協会 会長

#### 取締役候補者とした理由

長尾 真氏は、当社及び当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、2013年6月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。

以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

丸山 明則 (まるやま あきのり)

再任



生年月日

1958年5月16日生

所有する当社株式の数

10,452株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

1981年 3 月 当社入社  
2006年 6 月 当社取締役バス事業部長  
2009年 6 月 当社常務取締役  
2013年 6 月 当社専務取締役  
2017年 6 月 当社代表取締役・専務取締役（現任）  
2022年 4 月 当社地域事業本部長（現任）

#### 当社における担当

総括、地域事業本部・東京オフィス担当

#### 取締役候補者とした理由

丸山明則氏は、当社及び当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、2013年6月からは専務取締役、2017年6月からは代表取締役・専務取締役として事業全般を統括しております。

以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

梅谷 榮一 (うめたに えいいち)

再任



生年月日

1963年7月8日生

所有する当社株式の数

3,679株

取締役会出席状況

11/11回

## 略歴、当社における地位

1987年 4 月 当社入社  
2015年 5 月 神姫クリエイト株式会社（現  
神姫Bizプロデュース株式会  
社）代表取締役社長  
2017年 5 月 株式会社スィム代表取締役社長  
2021年 6 月 当社取締役経営企画部長  
2022年 4 月 神姫フードサービス株式会社  
代表取締役社長  
2023年 6 月 当社常務取締役（現任）

## 当社における担当

経営企画部担当

## 取締役候補者とした理由

梅谷榮一氏は、主に当社経営企画部門、バス事業部門でキャリアを積んだのち、当社子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2021年6月からは当社の取締役、2023年6月からは当社の常務取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

上門 一裕 (うえかど かずひろ)

再任

社外

独立



生年月日

1958年3月22日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

11/11回

## 略歴、当社における地位

1980年 4 月 山陽電気鉄道株式会社入社  
2005年 6 月 同社取締役  
2008年 6 月 同社常務取締役  
2009年 6 月 同社代表取締役社長（現任）  
2013年 6 月 阪神電気鉄道株式会社取締役  
2013年 6 月 当社取締役（現任）

## 重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2013年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
ご通知事業  
報告計算  
書類監査  
報告株主  
総会参考書類

候補者番号

5

藤岡 資正 (ふじおか たかまさ)

再任

社外

独立



生年月日

1976年12月11日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

2007年12月 チュラロンコン大学サシン経営大学院会計学担当教員 (現任)  
2017年 4 月 SEKISUI HEIM REAL ESTATE (THAILAND) CO.,LTD.取締役  
2019年 6 月 当社取締役 (現任)  
2020年 4 月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授 (現任)  
2022年 1 月 早稲田大学ビジネススクール客員教授 (現任)  
2022年 4 月 明治大学専門職大学院教務主任

#### 重要な兼職の状況

明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤岡資正氏は、国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど会計・経営学に精通し、また、多数の企業のコンサルティングを行うなど、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2019年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

殿村 美樹 (とのむら みき)

再任

社外

独立



生年月日

1961年2月26日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

1983年 4 月 株式会社福寿園入社  
1992年 1 月 株式会社TMオフィス代表取締役 (現任)  
2015年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員 (現任)  
2017年 4 月 内閣府地域活性化伝道師 (現任)  
2019年 1 月 一般社団法人地方PR機構代表理事 (現任)  
2020年 6 月 当社取締役 (現任)  
2023年 6 月 財務省 近畿財務局アドバイザー (現任)

#### 重要な兼職の状況

株式会社TMオフィス 代表取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

殿村美樹氏は、地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2020年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化と当社のダイバーシティ経営の促進を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

久須 勇介 (くす ゆうすけ)

再任

社外

独立



生年月日

1961年6月17日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

1984年 4 月 阪神電気鉄道株式会社入社  
2006年 6 月 阪神バス株式会社代表取締役社長  
2013年 4 月 阪神電気鉄道株式会社取締役  
2017年12月 同社常務取締役  
2018年 4 月 阪急阪神不動産株式会社代表  
取締役副社長  
2020年 4 月 阪神電気鉄道株式会社専務取締役  
2023年 4 月 同社代表取締役社長 (現任)  
2023年 6 月 阪急阪神ホールディングス株  
式会社代表取締役副社長 (現任)  
2023年 6 月 当社取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長  
阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締  
役副社長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

久須勇介氏は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。  
また、2023年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

井村 在宏 (いむら まさひろ)

再任



生年月日

1971年3月26日生

所有する当社株式の数  
3,130株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

1994年 4 月 当社入社  
2018年 6 月 当社人事部長  
2019年 5 月 しんきエンジェルハート株式  
会社代表取締役社長 (現任)  
2020年 6 月 当社取締役人事部長 (現任)  
2021年 6 月 当社取締役総務部長 (現任)

#### 当社における担当

総務部・人事部担当

#### 重要な兼職の状況

しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

井村在宏氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、2018年6月からは当社の人事部長、2021年6月からは当社の総務部長を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。  
また、2020年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類

候補者番号

9

三谷 康生 (みたに やすお)

再任



生年月日

1967年5月27日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

1990年 4 月 株式会社日本興業銀行入行  
2007年10月 株式会社日本M&Aセンター執行役員  
2012年 4 月 同社執行役員大阪支社長  
2016年 1 月 株式会社ジャパンM&Aアドバイザリー代表取締役社長  
2019年 3 月 ワイエムエー株式会社代表取締役社長 (現任)  
2021年 6 月 当社取締役 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

三谷康生氏は、M&Aアドバイザリーのスペシャリストとして、様々な業界に精通し、また、企業経営や財務などに関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2021年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただいております。

この度、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

三木 公仁 (みき きみひと)

再任



生年月日

1973年7月1日生

所有する当社株式の数  
1,905株

取締役会出席状況

11/11回

#### 略歴、当社における地位

2001年 4 月 当社入社  
2016年 4 月 当社事業戦略部バンコクオフィス所長  
2017年11月 Shinki International Co.,Ltd.  
代表取締役社長 (現任)  
2023年 6 月 当社取締役事業戦略部長 (現任)

#### 当社における担当

事業戦略部担当

#### 重要な兼職の状況

Shinki International Co.,Ltd. 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

三木公仁氏は、主に当社経営企画部門でキャリアを積んだのち、タイのバンコクにおいて当社が出資する現地法人で代表を務めるなど、豊富な知識とグローバルで幅広い知見を有しております。

また、2023年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。また、当社が保有する不動産について、当社と賃貸借契約を締結しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって上門一裕氏が12年、藤岡資正氏が6年、殿村美樹氏が5年、久須勇介氏が2年であります。
4. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏及び久須勇介氏は現在当社の社外取締役であり、当社は5名との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏の再任が承認された場合は、当社は当該4名との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏及び久須勇介氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。4名の再任が承認された場合は、当社は引き続き4名を独立役員とする予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案が原案の通り可決された場合の当社の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは、以下の通りであります。

|     | 氏 名   | 1. 地域活性化(バス・観光) | 2. 商品開発、マーケティング | 3. 経営経験 | 4. 財務・会計 | 5. 法務・リスクマネジメント | 6. 人事・労務・人材開発 |
|-----|-------|-----------------|-----------------|---------|----------|-----------------|---------------|
| 取締役 | 長尾 真  | ●               | ●               | ●       |          |                 |               |
|     | 丸山 明則 | ●               |                 | ●       |          |                 | ●             |
|     | 梅谷 栄一 | ●               | ●               |         | ●        |                 |               |
|     | 上門 一裕 | ●               |                 | ●       |          | ●               |               |
|     | 藤岡 資正 |                 | ●               |         | ●        |                 | ●             |
|     | 殿村 美樹 | ●               | ●               | ●       |          |                 |               |
|     | 久須 勇介 | ●               |                 | ●       |          | ●               |               |
|     | 井村 在宏 | ●               |                 |         |          | ●               | ●             |
|     | 三谷 康生 |                 | ●               |         | ●        | ●               |               |
| 監査役 | 三木 公仁 |                 |                 | ●       | ●        | ●               |               |
|     | 小林 健一 |                 |                 |         | ●        | ●               |               |
|     | 澤田 恒  |                 |                 |         |          | ●               | ●             |
|     | 岩崎 和文 |                 |                 |         | ●        | ●               |               |
|     | 中尾 一彦 |                 |                 | ●       | ●        | ●               |               |

(注) 当社取締役会が特に期待するスキルにチェックをしており、各役員の有する全ての個人の知見や経験を表すものではありません。

# 株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地  
ホテル日航姫路 3階光琳の間  
TEL (079)222-2231



交通：ＪＲ（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ  
※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。  
※株主総会にご来場くださる株主様へのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。